

業務説明資料

1 件名

令和7年度教育施策プロモーション動画撮影業務委託

2 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

教育委員会事務局健康教育・食育課及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

児童生徒の学び、教員として働くことの魅力、学校現場で推し進められるチャレンジなどを、動画及び写真等などにより、「学ぶなら横浜、教えるなら横浜」と感じてもらうために発信することを目的とする。

本業務では、ターゲットに直感的に訴求し、横浜の教育を魅力的に発信していくために活用する動画等コンテンツの制作等を委託する。

5 業務内容

(1) プロモーション動画の制作

上記「4 業務目的」を達成するためのプロモーション動画を下記仕様にそって制作する。なお、撮影する事業については、委託者と協議の上、随時決定する。

ア 制作本数

8本

イ 動画尺

180秒程度

※動画尺については、契約後委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 解像度

横 1920×縦 1080

エ アスペクト比

16：9

オ ファイル形式

MP4形式、WMV形式

(2) スチール撮影

児童生徒、保護者及び教員を志望する学生等に、「学ぶなら横浜」「教えるなら横浜」と感じてもらうためのスチールを、委託者が指定する学校現場等に訪問して撮影すること。

なお、スチール撮影は年間 20 回・2 時間/日を予定しており、実績に応じて支払うものとする。

(3) 参考

現時点では、教育委員会事務局が重点的に取り組む以下の教育施策に関連するものを企画・テーマに取り上げることが想定される。

- ・グローバル人材の育成に資する取組
- ・教育D Xの取組
- ・教職員の採用に関する取組
- ・いじめ防止や不登校に対するケアに関する取組
- ・インクルーシブ教育のための取組
- ・中学校給食を推進する取組
- ・子どもたちの学びのために取り組む学校や教職員によるチャレンジ

6 成果品

- (1) 業務実績報告書：2 部（紙面及び電子データ）
- (2) 上記「5 業務内容」で制作したプロモーション動画等

※提出先はすべて教育委員会事務局健康教育・食育課とする。

7 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。
- (2) 本件業務の履行にあたり、疑義が生じた場合には、委託者と別途協議の上決定するものとする。
- (3) 本件業務の実施に伴い作成した成果物について、受託者は委託者の許可なく、他に複製・公表・貸与をしてはならない。